

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

### 1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（H28.3.31 公布、H29.1.1 施行・H28.12.2 公布、H29.1.1 施行）を踏まえ、育児に係る制度の対象となる子の範囲を拡大するほか、職員が介護時間を取得することができる等の措置を講ずる必要がある。

### 2 改正内容

#### (1) 育児関連制度の対象となる子の範囲の拡大

育児のための勤務制限（深夜勤務・超過勤務の制限）の対象となる子の範囲に特別養子縁組を成立させるために現に職員が監護している者等を含むものとする。

【参考】子の範囲に含むものとする対象

- 1 特別養子縁組を成立させるために現に職員が監護している者（条例で規定）
- 2 養子縁組里親としての職員に委託されている児童（条例で規定）
- 3 養子縁組里親としての職員に委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、養育里親としての当該職員に委託されている児童（規則で規定）

#### (2) 介護に係る超過勤務免除制度の新設

要介護者の介護を行う職員から請求があった場合、職務に支障がある場合などを除き、超過勤務をさせてはならない。

#### (3) 介護時間制度の新設

要介護者の介護をするために必要な場合、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。なお、取得期間等は、規則で定めることとする。

連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で承認する。なお、介護時間と部分休業を同時に取得する場合、合計して1日につき2時間を超えない範囲内で承認する。

### 3 施行期日

公布の日